

南砺市農業委員会第18回総会会議録

- 1.招集日時 令和 3年 12月 3日
- 2.開会時刻 令和 4年 1月 6日 午後1時54分
- 3.閉会時刻 令和 4年 1月 6日 午後2時55分
- 4.場 所 福光庁舎 別館3階 大ホール
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 20名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	神村 善一	出	11	辻 清市郎	出
2	高桑 京子	出	12	長谷川正昭	出
3	幅田 直行	出	13	山本 弘	出
4	當田 衛	出	14	岡村 俊一	出
5	林 正一	出	15	金田 雄介	出
6	林川 昭三	出	16	山田 良誠	出
7	前川 茂	出	17	城寶 淳子	出
8	上田 憲仁	出	18	織田 直信	出
9	佐波 浩	出	19	中村 三郎	出
10	三井 栄	出	20	前川 十一	出

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第81号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第82号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第83号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第84号 空き家に付随した農地の指定申請について

議案第 85 号 空き家に付随する農地の指定解除について

第 3 協議第 13 号

農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域内への編入について

第 4 報告第 38 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

報告第 39 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について

報告第 40 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 前山 浩、係長 田原 雅之、副主幹 小幡 抄由里

9.会議の概要

事務局長 定刻より前ではありますが、皆さんお揃いになりましたので始めたいと思います。

改めまして、明けましておめでとうございます。本年もよろしく願いいたします。今年の正月は雪の降るかなり寒い日でありましたが、このあとは昨年の大雪のようなことがないように祈るばかりであります。

昨年は雹害もありましたが、今年 1 年無事に作物が生産・収穫されることを願っております。

国では令和 3 年度補正予算により、いろいろと農林水産関係の事業が示されました。市では担い手に対し、機械導入の事業も進めているところであります。昨年からは始まりました水田リノベという麦や大豆等の新たな市場開発を進めていく事業にも取り組んでいきたいと思っています。新しい事業もいろいろと発表されておりますので、市でも順次お知らせして取り組んでいきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

事務局長 それでは総会の成立についてご報告させていただきます。本日の出席人数は、委員総数 20 名中 20 名全員の出席であります。

事務局長 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。
会議に先立ちまして、前川会長より挨拶方お願いします。

会長 皆さま改めましておめでとうございます。今年もよろしく
お願いいたします。

先月 12 月 20 日に南砺市の農業再生協議会臨時総会が開かれ、4 年産の生産数量目標が協議されました。これを受けまして各地域の水田農業推進協議会から農家の皆さんへ提示されることとなります。北陸農政局の方が来ておられましたので、米の消費量が減ったから生産者側に需給調整を押し付けるのではなく、コロナ過で食べるに食べられない人もいるのだから、国も責任を果たしてくださいということをお願いしておきました。何とか新型コロナが収まり、スムーズに生活できるように早くなっしてほしいと思っております。

会長 会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

本日の署名委員は 17 番委員、18 番委員の 2 名の方よろしく
お願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第 81 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 81 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 3 件の申請がありました。
面積は すべて田で 14,996 m²です。
受付番号 1 番です。
譲渡人は令和 3 年〇月〇〇日に〇〇〇〇さんの破産手続きがあり、破産管財人に選任された弁護士〇〇〇さんです。
現在の耕作者である(有)〇〇〇〇〇〇に譲り渡すものです。

受付番号 2 番です。

譲渡人〇〇〇〇さんは労力不足で耕作できないため、隣接敷地の親族である譲受人〇〇〇〇さんに譲り渡すものです。

受付番号 3 番です。

譲渡人〇〇〇〇さんは高齢で耕作できないため、近隣にお住まいの〇〇〇〇さんに譲り渡すものです。

事務局 いずれの案件も農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第81号 農地法第3条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第82号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第82号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回1件の申請がありました。面積はすべて田で9,060㎡です。

砂利採取（一時転用） 1件 田 5筆 9,060㎡

事務局 受付番号1番です。

譲受人〇〇〇〇株式会社は砂利採取販売をしており、選別用土砂供給のため申請地に賦存する土砂を採取し、採取後は良質な土砂による埋め戻しを均平に行い田に復元するという事で申請されました。今回の計画地は南砺市と〇〇市をまたいでおり、同時に2市に申請をしておられるものです。譲渡人は、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの2名です。工期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間で、掘削深度は10m、選別土砂は83,550 m³の計画となっています。砂利採取場の周囲には子供がくぐりぬけられないように地上1.2mの防護柵を設置し関係者以外の立ち入り禁止の看板を配置します。

事務局 農地区分は農用地で、転用許可基準は仮設工作物の設置その他の一時転用となります。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
議案第 82 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといえます。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 83 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 83 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 利用権設定に関する案件で 12 月中に届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、85 件・140 筆の申請がありました。面積は、すべて田で 238,285 m²です。
受付番号 11 番は規模縮小により地元の法人に預けられるものです。

受付番号 22～23 番は仲間田で高齢により(有)〇〇〇〇〇〇〇〇に預けられるものです。

受付番号 27 番は仲間田解消のため近隣の農家に預けられるものです。

受付番号 39 番以降は農地中間管理機構を通して配分される予定です。39～40 番は任意グループで農作業をしていましたが、やる方がいなくなったということで隣接集落の認定農業者へ配分予定です。

41～43 番は地元の担い手から地元の法人へ付け替えるものです。

44 番は作業受委託から地元の法人へ変更する予定です。

事務局

45 番は担い手所有の農地ですが、申請地は住まいから距離があり大変ということから地元の法人に付け替えるものです。

46～77 番は相対契約から中間管理機構を通すものです。一部 0 円設定等があり、46 番は不整形地のため、52 番は未整備で耕作条件が悪いことから 0 円となっております。

55～56 番は仲間田の絡み、61～62 番も同じく仲間田の絡み、65～66 番も仲間田の絡みです。68 番は自家菜園ということで安い設定となっております。77～78 番は条件が悪く保全管理のため 0 円と聞いています。

79～80 番は農作業受委託から中間管理機構を通して地元の担い手に配分される予定です。

81 番は仲間田を耕作している担い手へ中間管理機構を通して設定するものです。

82 番は仲間田で農作業受委託から中間管理機構を通して実際の耕作者に設定するものです。

83～85 番は耕作者の付け替えです。

流動化率は前回より微増の 55.95%です。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 83 号 農用地利用集積計画（案）の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第 84 号 空き家に付随した農地の指定申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 84 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 申請件数は1件です。地目は畑で1筆46㎡です。
所有者は現在入院中で空き家状態であり敷地の一角が申請地です。先月16日に担当委員さんと現地を確認しています。実際コンクリート擁壁に囲まれ屋敷と一体化しているように見えますが、肥泥もあり畑として管理されていることを確認しました。

議長 担当委員から報告をいただきます。

〇〇委員 12月16日に現地確認に行ってきました。3番目の写真を見てもらうと一番わかると思いますが、宅地の中に区切ってあって、何でこんなところに畑があるのかなという場所でしたが、屋敷も含めて管理が非常に行き届いていました。

議長 ありがとうございます。以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
議案第84号 空き家に付随した農地の指定申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 議案第85号 空き家に付随する農地の指定解除について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第85号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 申請件数は1件です。〇〇地域内で、地目は田1筆188㎡になります。

11月の総会で3条許可をいただいたものです。所有権移転登記が完了したため、今回申出書が提出されたものです。今回の指定解除により、農業委員会で行う手続きは完了となり

事務局 ます。これにより下限面積は 0.1 a から従来の面積要件 50 a に戻ります。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
議案第 85 号 空き家に付随する農地の指定解除について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。

議長 続きまして協議事項へ進みます。

議長 協議第 13 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第 13 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 12 月受付分で除外 4 件、編入 1 件です。
除外の受付番号 1 番です。
願出者は〇〇〇〇さんで、譲受者は〇〇〇〇株式会社です。
願出地 田 1 筆 2,926 m²のうち 2,000 m²を資材置場・駐車場・車庫敷地にするものです。

申請地の道を挟んで向かい側が既存の事務所及び資材置場等です。資材置場と従業員の駐車場、建設機械等の保管場所が不足気味であり、効率的に事業を行うために願出地を転用する計画です。雨水排水は、既に資材置場になっている西側の一角を整理して調整池を設置し流量調整して排水路に放流します。従業員数は 40 名、保有の車両は 16 台です。事務所等は設置しないので生活雑廃水は発生しません。申請地には鉄骨平屋建ての車庫を建築したいということです。令和 3 年

は地元の営農組織が耕作しています。

除外の受付番号 2 番です。

願出者は〇〇〇〇さんで譲受者は息子である〇〇〇〇さんです。願出地 田 1 筆 627 m²のうち 413 m²を分家住宅敷地として転用する計画です。願出地には農作業場が既に建っており一部無断転用の状態です。今回、この無断転用の是正を行い、残地に住宅を建てたいということです。息子さんは県外で奥さんとアパート暮らしをされており、子供ができたためアパートが手狭になり、子供の面倒も見てもらいたいことから実家近くで住宅を検討したところ、この願出地を選定したものです。

申請地は自家菜園として利用しており、担い手の耕作には影響のないところです。雨水排水は前面道路の側溝に放流し、汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続します。敷地には駐車スペース 2 台分を確保したいということです。

除外の受付番号 3 番です。

願出者は〇〇〇〇さんで、譲受者は孫の〇〇〇〇さんです。願出地 田 1 筆 338 m²を分家住宅にするものです。道を挟んで実家の向かい側が願出地です。お孫さんは現在実家に住んでいますが、今年の秋に結婚を予定しており、子供ができると実家では手狭になることから願出地を選定したものです。

雨水排水は北側の既存排水路に放流し、汚水・雑排水も前面道路に埋設してあります公共下水道へ接続予定です。他に自家用車 2 台、来客用 2 台、計 4 台の駐車スペースを確保したいということです。昨年は地元の営農組織が水稻を作っていたところです。

除外の受付番号 4 番です。

願出者は〇〇〇〇さんで、譲受者は息子の〇〇〇〇〇〇さんです。願出地 田 1 筆 263 m²を農機具格納庫にするものです。軽微変更とあわせて 5 条申請の予定でしたが、父所有の宅地に隣接して建設するのは、一体化利用と判断されることから除外申請に変更したものです。

願出地の後ろに農作業場が建っており、そこは一部無断転用となっています。そこは老朽化により取り壊し、原状回復したうえで鉄骨平屋建ての農機具格納庫を建てる計画です。

農業用機械は敷地内にシートをかけて保管している状態で建物内に保管するために格納庫を建てるものです。願出地の横は作業スペースとしてコンテナを配置する予定です。

事務局

編入の受付番号1番です。

すべて〇〇地内で願出者は5名です。〇〇〇〇さんで、田1筆 310 m²、〇〇〇〇さんで畑1筆 149 m²、〇〇〇さんで田1筆 69 m²、〇〇〇〇さんで田2筆 6,126 m²、〇〇〇さんで田2筆 4,778 m²です。〇〇地内は令和4年度から県営の土地改良事業を予定しており、受益面積が86.7haで編入により受益計画面積に算入するために申請されました。令和12年度の事業完了を予定しています。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。
協議第13号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長

続きまして報告事項へ進みます。
報告第38号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝報告第38号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は1件の申請がありました。受付番号1番です。
願出者は〇〇〇〇さんで、願出地 田1筆 627 m²のうち199 m²を農作業場にするものです。先ほどの息子さんの分家住宅を建てる予定の申請地に農作業場が既に建っていたため、是正するために軽微な変更の申請をされたものです。昭和50年以前に亡父が住宅地に隣接する申請地に無断で建築してしまい、今後も使用したい意向があり、分家住宅を建てる際に農作業場敷地の是正をするものです。

議長 報告事項ですので採決いたしません。

議長 報告第 39 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝報告第 39 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回は、〇〇〇〇地内の畑 2 筆 3,014 m²で、譲渡人の〇〇〇〇さんから、農林水産公社を仲介し所有権移転するものです。隣接筆で 1 枚として耕作・管理されている状態でした。1 m²あたり〇〇〇円で譲り渡す予定です。

議長 報告事項ですので採決いたしません。

議長 報告第 40 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 40 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 21 件の届出がありました。
面積はすべて田で 69 筆 77,760 m²です。
受付番号 1～2 番は、進入路の隣家の方が杭のあるところまで道路にしたいと言われて、進入路が狭くなると大型機械が入れなくなり、耕作できなくなるため解約するものです。
受付番号 3 番は、3 条申請のため合意解約したものです。
受付番号 4～5 番は、5 条申請のため合意解約したものです。
受付番号 6～8 番は、耕作者変更によるものです。
受付番号 9～10 番は、中間管理機構通しに変更するために合意解約したものです。
受付番号 11～17 番は、中間管理機構通しに変更するために合意解約したものです。
受付番号 18～21 番は、中間管理機構を通して耕作者を変更するために合意解約したものです。

議長 この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長	その他について事務局からお願いいたします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・アグリとやま冊子 ・ほおぼる幸せ富山米推進大会（1/27）の案内 ・農業者会・農業委員会の合同研修会出欠報告 ・新春交歓会の出欠報告 ・小委員会開催予定 2/25（金）午後2時から 農作業料金や賃借料情報について
〇〇委員	農作業料金について協議されるようですが、水稻の溝切りについて、10 アール当たりがいいのか、時間当たりがいいのかわからない部分もあるが、これも料金表の中に入れてもらえたらな、という希望です。歩くやつでなくて乗用で。
事務局	事前に3農協の営農部にこのようなご意見もあるということで相談したいと思います。
議長	<p>その他ご意見等ないようですので、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。</p> <p>次回の総会は令和4年2月3日（木）午後2時から、場所は福光庁舎別館3階 大ホールとなります。</p> <p>以上で、南砺市農業委員会第18回総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">（閉会時刻 午後2時55分）</p>

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長